法務省矯成訓第３３００号

矯正管区長
行刑施設の長

被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令を次のように定める。

平成１８年５月２３日

法務大臣　杉　浦　正　健

被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　自弁の書籍等（第３条－第８条）
第３章　備付書籍等（第９条－第１２条）
第４章　補則（第１３条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、被収容者が閲覧する書籍等の取扱いを適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号。以下「法」という。）及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成１８年法務省令第５７号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第２章　自弁の書籍等

（自弁の書籍等の内容の検査）

第３条　刑事施設の長は、被収容者の自弁の書籍等について、閲覧禁止部分（法第７０条 第１項各号のいずれかに該当し閲覧を禁止すべき部分をいう。以下同じ。）の有無を確認するため、その指名する刑事施設の職員にその内容を検査させるものとする。

２　前項の検査は、被収容者の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況その他の具体的事情を考慮した上、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

⑴　暴動、騒じょうその他刑務事故の内容を具体的に記載したもの、不正な外部交通や逃走の手法を詳細に記載したもの等であって、その内容を閲覧させることにより、暴動や反抗、逃走を煽ることとなる等により、刑事施設の規律及び秩序のびん乱を誘発することとなるおそれがあるか否か。

⑵　受刑者にあっては、暴力団の活動を肯定するもの、性犯罪を助長するもの等であって、当該受刑者の処遇要領に照らし、その内容を閲覧させることにより、当該受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなるおそれがあるか否か。

⑶　未決拘禁者にあっては、その内容を閲覧させることにより、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるか否か。

３　第１項の検査を行う職員は、自弁の書籍等の内容に閲覧禁止部分に該当すると思われる箇所があると認めたときは、刑事施設の長に書面によりその旨を報告するものとする。

４　刑事施設の長は、前項の報告を受けた後、速やかに、自弁の書籍等の閲覧を禁止し、又は次条の規定により抹消し、若しくは削除するかどうかについての決定をするものとする。

（自弁の書籍等の抹消又は削除）

第４条　刑事施設の長は、自弁の書籍等に閲覧禁止部分がある場合において、相当であると認め、かつ、被収容者が同意するときは、当該閲覧禁止部分を抹消し、又は削除して 閲覧させることができる。

２　前項の同意は、自弁の書籍等を交付する際に書面により得るものとする。ただし、新聞紙及び雑誌（定期的に号を追って刊行される市販の製本された出版物をいう。以下同じ。）については、入所時又は最初の購入時若しくは交付時に一括して同意を得ることができる。

（自弁の書籍等の閲覧の禁止の告知）

第５条　刑事施設の長は、被収容者の自弁の書籍等の閲覧を禁止する場合には、その被収容者に対し、速やかに口頭によりその旨を告知するものとする。

（自弁の書籍等の購入手続等）

第６条　刑事施設の長は、規則第３４条第１項の規定により新聞紙を指定する場合には、被収容者の閲覧の傾向その他の事情を参酌するものとする。

２　刑事施設の長は、被収容者が継続して購入する日刊新聞紙及び雑誌については、あらかじめ、１月につき１日を下回らない範囲内において購入の申請を受け付ける日を定め、 購読期間を指定した上で、その購入の申請を受け付けるものとする。この場合において、 刑事施設の長は、１回当たり購入を申請することができる雑誌の冊数について、刑事施 設の実情に応じ、管理運営上必要な上限を設けるときは、あ

らかじめ被収容者に告知するものとする。

３　刑事施設の長は、前項の規定する日刊新聞紙及び雑誌以外の書籍等について、あらかじめ、１月に２日（受刑者以外の被収容者にあっては、１月に４日）を下回らない範囲内において購入の申請を受け付ける日を定め、その購入の申請を受け付けるものとする。この場合において、刑事施設の長は、１回当たりに購入することができる書籍等の個数について、刑事施設の実情に応じ、管理運営上必要な上限を設けるときは、あらかじめ被収容者に告知するものとする。

（自弁の書籍等の交付）

第７条　被収容者が購入した日刊新聞紙の交付は、できる限り速やかに行うものとする。

２　自弁の書籍等（日刊新聞紙を除く。）の交付は、その内容、分量等に照らして相応の期間内に行うものとする。

（閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱い）

第８条　刑事施設の長は、新聞紙及び雑誌について、閲覧後に廃棄させることを原則とし、これに要する費用を負担するものとする。

２　前項の廃棄は、被収容者の同意を得た上で行わなければならない。

３　前項の同意は、書面により得るものとし、入所時又は最初の購入時若しくは交付時に一括して得ることとして差し支えない。

第３章　備付書籍等

（備付書籍等の内容）

第９条　刑事施設の長は、被収容者の利用に供するため、法令、教育、教養及び適当な娯楽に関する書籍等を刑事施設に備え付けるものとする。

２　前項の書籍等（以下「備付書籍等」という。）には、職業上有用な知識の習得及び学力の向上に役立つものを含むよう配慮しなければならない。

（備付書籍等の登録手続）

第１０条　備付書籍等を受け入れるときは、次の手続をとるものとする。

⑴　図書原簿を設け、備付書籍等として購入、寄贈、管理換えその他の方法により受け入れた書籍等は、すべてこれを受入年月日順に図書原簿に登載すること。

⑵　備付書籍等の表紙又は標題紙等の適宜の余白に受入登録印を押印すること。

⑶　備付書籍等の背部に図書ラベルを貼付すること。

⑷　備付書籍等は適宜の区分表により分類すること。

２　備付書籍等を、廃棄、紛失、管理換え等の理由により除籍するときは、これを図書原簿から削除するものとする。

（備付書籍等の貸与方法）

第１１条　刑事施設の長は、被収容者に備付書籍等を貸与するときは、その貸与する日をあらかじめ定めて被収容者に告知した上、刑事施設の実情に応じて定めた方法により行うものとする。

２　備付書籍等の貸与期間は、刑事施設の実情に応じておおむね１月の範囲内において、刑事施設の長が定めるものとする。

３　備付書籍等の貸与個数は、２個を下回らない範囲内で、刑事施設の長が定めるものとする。

（備付日刊通常新聞紙の閲覧）

第１２条　受刑者及び死刑確定者に対しては、刑事施設において備え付けた日刊通常新聞紙（規則第３４条第１項前段に定める日刊新聞紙をいう。以下この条において同じ。）の閲覧の機会を与えるものとする。

２　前項の規定による日刊通常新聞紙の閲覧は、受刑者及び死刑確定者の閲覧傾向その他の事情を参酌して選定した１紙の日刊通常新聞紙を備え付けることにより行うものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、受刑者及び死刑確定者のうち日刊通常新聞紙を購入している者については、同項に定める閲覧の機会の付与を省略することができる。

第４章　補則

（労役場留置者及び監置場留置者）

第１３条　労役場留置者については、その性質に反しない限り、この訓令中の受刑者に関する規定を準用する。

２　監置場留置者については、この訓令中の各種被収容者に関する規定を準用する。

附　則

１　この訓令は、既決法の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。

２　この訓令の施行の際、現に被収容者が居室で所持している自弁の書籍等については、第３条の規定に基づく検査を経たものとする。

３　収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程（昭和４１年法務省矯正甲第１３０７号大臣訓令）は廃止する。

附　則〔平成１９年法務省矯総訓第３３６１号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第５８号）の施行の日（平成１９年６月１日）から施行する。